

# 被保険者証・受給者証などの更新時期が近づきました

## 被保険者証・受給者証

### ●後期高齢者医療制度加入者

後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月からは、新しい被保険者証で受診してください。

### ●70歳～74歳の国民健康保険加入者

国民健康保険高齢受給者証を更新します

8月1日からの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。8月からは、新しい受給者証で受診してください。

※これから70歳になる方については、誕生日（1日生まれの方は誕生日前月）の月末に高齢受給者証をお送りします。

※国民健康保険被保険者証の更新の時期は9月末ですので、それまではお手元の被保険者証をお使いください。高齢受給者証の負担割合高齢受給者証の医療費窓口負担については、見直しにより、平成26年度以降、次の負担割合となっています。

□誕生日が昭和19年4月1日までの方  
：2割（特例措置により1割）

□誕生日が昭和19年4月2日以降の方  
：2割

ただし、現役並み所得者（住民税課税所得が14.5万円以上の方）は誕生日に関わらず3割です。

※高齢受給者証の一部負担金の割合欄に「2割（特例措置により1割）」と記載のある方は、医療機関での窓口負担は1割です。  
※生年月日により、同世帯でも1割と2割の方が混在する場合があります。

### 基準収入額適用申請

新しく届いた被保険者証・受給者証に記載されている負担割合が3割となっても、一定の要件を満たす方は、申請をすると申請月の翌月から、1割または2割に変更となります。詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 国民健康保険課係（内線3455）

### 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

病気やケガを治療した場合、多額な自己負担をしなければならぬことがあります。このような場合は、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、市・県民税非課税世帯の方

は、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで入院時の食事標準負担額が減額されます。認定証は、国民健康保険課および各総合支所市民課窓口で申請できます。

### ●70歳未満の国民健康保険加入者

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※国民健康保険税に未納がある方は交付できない場合があります。

### ●70歳～74歳の国民健康保険加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※市・県民税課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関へ提示することに

より自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

### ●後期高齢者医療制度加入者で市・県民税非課税の方

7月31日有効期限の認定証をお持ちの方は、新しい認定証を7月末までに郵送しますので、申請の必要はありません。

※市・県民税課税世帯の方は、後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。条件や制度など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3447）／各総合支所市民課（菖蒲・内線120／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

## 医療費の還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員を名乗り、「医療費の還付手続きをする」と言って、金融機関やコンビニエンスストアのATMに誘導しお金を振り込ませようとする、不審な電話に関する情報が多く寄せられています。

国民健康保険や後期高齢者医療では、電話でATM操作を指示し、還付（給付）手続きをお願いすることはありません。

不審な電話を受けた場合は電話の指示に従う前に、いったん電話を切ってください。国民健康保険課までお問い合わせください。

### 【よくある電話の内容】

- ①「健康保険課」と実在しない組織を名乗る
- ②「申請期限が本日で」と焦らせる
- ③「銀行から確認の電話がくる」

問合せ 国民健康保険課係（内線3447）